

連絡事項

○死亡事故の発生件数

今年度（令和8年1月末時点）に発生した死亡事故は12件で、例年より増加傾向にあります。うち、食事中的窒息による死亡事故は5件となっています。今一度、食事中的見守りや食事形態、食事介助の方法等を見直していただきますよう、お願いします。

令和4年度	6件
令和5年度	7件
令和6年度	7件
令和7年度（令和8年1月末時点）	12件

窒息	5件
感染症	3件
その他	2件
転倒	1件
自殺	1件

○入浴介助加算

入浴介助加算の算定要件となっている、「入浴介助に関する職員研修」は、令和6年度より、義務化されています。研修が未実施な場合、加算を算定することはできませんので、定期的に研修を実施し、その内容を記録、保管するよう、お願いします。

○主任介護支援専門員の取得

令和9年度より、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員の資格を取得していることが、義務化されます。現在、主任介護支援専門員の資格を取得していない管理者につきましては、令和8年度の主任介護支援専門員研修を受講するよう、お願いします。（令和8年度は経過措置）

○生産性向上の取り組み

令和9年度より、生産性向上（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減）に関する委員会を定期的を開催することが義務化されます。委員会開催の対象事業所で、未開催の事業所につきましては、定期的に委員会を開催するよう、お願いします。

※対象サービスは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

（参考）

※厚生労働省がすすめる7つの改善方針

①職場環境の整備・・・5Sの視点で安全な介護環境と働きやすい職場を整備する。

②業務の明確化と役割分担・・・業務の明確化と役割分担の見直しにより、ムリ・ムダ・ムラ（3M）を削減して、マスターラインを再構築する。

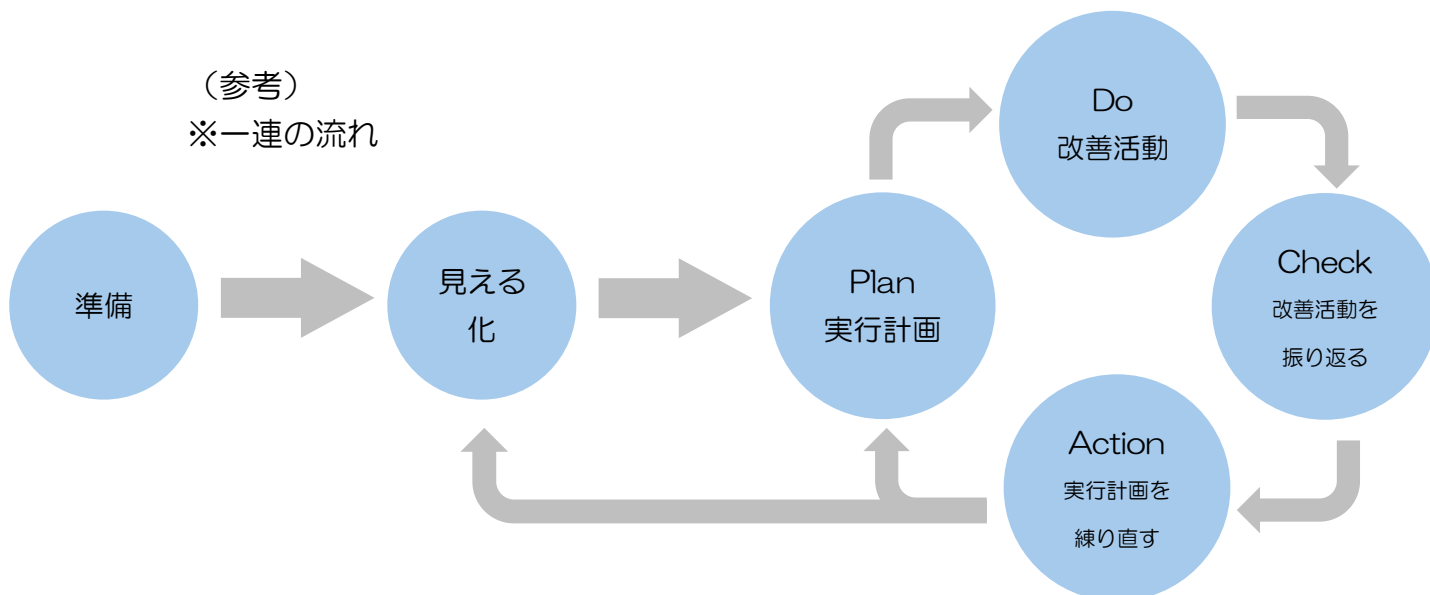
③手順書の作成・・・理念やビジョンをもとに職員の経験値、知識を可視化・標準化することで、若手を含めた職員全体の熟練度を養成する道筋を作る。

④記録・報告様式の工夫・・・項目の見直しやレイアウトの工夫などにより、情報を読み取りやすくする。

⑤情報共有の工夫・・・ICTなどを用いて転記作業の削減や一斉同時配信による報告・申し送りの効率化、情報共有のタイムラグの解消を図る。

⑥OJTの仕組みづくり・・・日常業務を通じた人材育成の仕組みを作る。職員の専門性を高め、リーダーを育成するため、教育内容の統一と指導方法の標準化を図る。

⑦理念・行動指針の徹底・・・組織の理念や行動指針に基づいて、自律的な行動がとれる職員を育成する。



○介護職員等処遇改善加算の拡充

令和8年度より、介護職員等処遇改善加算が以下のとおり変更となります。

- ① 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従業者に拡大されます。(引上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分が設けられます。(上乘せ)
- ③ 処遇改善加算の対象外だった居宅介護支援・介護予防支援に処遇改善加算が新設されます。

(参考)

令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入(※)＋実績報告

イ) 施設サービス等

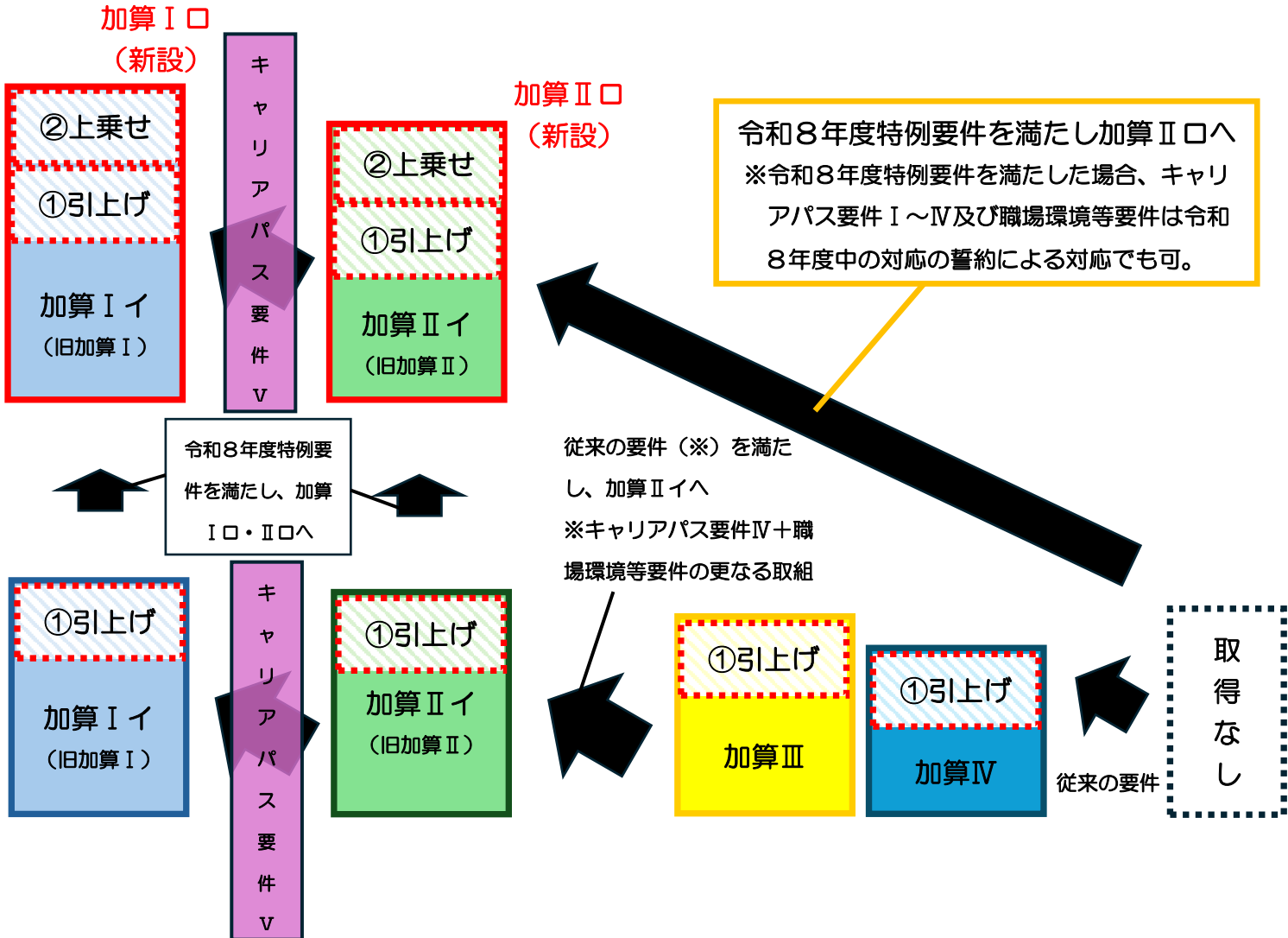
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※)＋実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

(参考)

※現行の処遇改善加算の対象サービス



※新たに処遇改善加算の対象となるサービス (居宅介護支援・介護予防支援)

③処遇改善加算を新設

令和8年度特別要件

